第二項若しくは第三項若しくは附則第九十八条の二第一項、第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第四項の規定（以下この項において「年金額控除規定」と総称する。）の適用後の併給年金の額との合計額（以下この項において「控除後年金総額」という。）が控除調整下限額より少ないときは、前条の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第三項の規定にかかわらず、控除後遺族共済年金額に、控除調整下限額と控除後年金総額との差額に調整率（同条第一項に規定する控除前遺族共済年金額と年金額控除規定の適用前の併給年金の額との合計額から控除後年金総額を控除して得た額に対する同項に規定する遺族共済年金控除額の割合をいう。）を乗じて得た額に相当する額を加えた額をもつて遺族共済年金の額とする。

2　国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合における前項の規定の適用については、同項中「より少ない」とあるのは「から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額より少ない」と、「控除調整下限額と」とあるのは「控除調整下限額から国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を控除した額と」とする。

第十二条の十七　附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四第一項に規定する併給年金（退職共済年金及び地方公務員等共済組合法の規定による退職共済年金に限る。）について、法第七十九条第六項若しくは第七項又は地方公務員等共済組合法第八十一条第七項若しくは第八項の規定（以下この条において「加給支給停止規定」と総称する。）が適用される場合にあつては、加給支給停止規定を適用した後に当該併給年金として支給を受けることとなる額を当該併給年金の額とみなして附則第十二条の十五の規定により読み替えて適用する施行法第十三条の四及び前条の規定を適用する。

（同順位者が二人以上ある場合における遺族共済年金の額の特例）

第十二条の十八　施行法第十三条の四に規定する遺族共済年金について法第四十四条の規定が適用される場合における当該遺族共済年金の額は、施行法第十三条の四の規定にかかわらず、法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族ごとに施行法第十三条の四第一項から第三項までの規定を適用することとしたならば算定されることとなる遺族共済年金の額に相当する金額を、それぞれ当該遺族の人数で除して得た金額の合計額とする。この場合において、同条第一項中「同じ。」の額」とあるのは「同じ。」の額を新法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、同条第三項中「控除後の遺族共済年金の額」とあるのは「控除後の遺族共済年金の額を新法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数で除して得た金額」と、「をもつて」とあるのは「に当該遺族の人数を乗じて得た額をもつて」とする。

2　前項に規定する場合において、法第四十三条の規定により給付を受けるべき遺族の人数に増減を生じたときは、遺族共済年金の額を改定する。

（妻に対する加算額に相当する額の支給が停止されている場合における遺族共済年金の額の特例）

第十二条の十九　法第九十条又は昭和六十年改正法附則第二十八条第一項の規定により加算額（これらの規定により加算する金額をいう。）が加算された遺族共済年金について、その受給権者である妻が、四十歳未満である場合、組合員若しくは組合員であつた者の死亡について国民年金法の規定による遺族基礎年金の支給を受けることができる場合、厚生年金保険法第六十二条第一項の規定によりその金額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合若しくは昭和六十年改正法附則第二十九条第一項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の支給を受けることができる場合又は国民年金法の規定による障害基礎年金若しくは旧国民年金法の規定による障害年金若しくは昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項の規定によりその額が加算された遺族厚生年金の支給を受けることができる場合における施行法第十三条の四の規定及び附則第十二条の十六の規定の適用については、施行法第十三条の四第一項中「同じ。」の」とあるのは「同じ。」の額から国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）附則第十二条の十九第一項に規定する加算額（第三項において「加算額」という。）を控除して得た」と、同条第三項中「が控除調整下限額」とあるのは「から加算額に相当する額を控除した額が控除調整下限額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」と、附則第十二条の十六第一項中「控除後年金総額」という。）とあるのは「控除後年金総額」という。）から附則第十二条の十九第一項に規定する加算額に相当する額を控除した額」と、「をもつて」とあるのは「に当該加算額に相当する額を加えた額をもつて」とする。

2　遺族共済年金の支給を受ける者が前項に規定する場合に該当することとなつたとき又は該当しないこととなつたときは、当該遺族共済年金の額を改定する。

（追加費用対象期間を有する者で控除期間等の期間を有するものに係る遺族共済年金の額の特例）

第十二条の二十　控除期間等の期間を有する者（組合員期間が二十五年以上である者に限る。）の遺族に対する施行法第十三条の四の規定の適用については、同条第一項中「追加費用対象期間の月数」とあるのは、「追加費用対象期間の月数から第十一条第一項に規定する控除期間等の期間の月数（その月数が組合員期間の月数から三百月を控除した月数を超えるときは、その控除した月数）を控除した月数」とする。

（退職共済年金及び遺族共済年金の支給を併せて受ける場合における年金の額の特例）

第十二条の二十一　退職共済年金等（法第八十九条第一項第二号に規定する退職共済年金等をいう。第六項において同じ。）及び遺族共済年金（同条第二項の規定によりその額が算定されるものを除く。）の受給権者（法第九十一条の二又は地方公務員等共済組合法第九十九条の四の二の規定の適用を受ける者に限る。）について、これらの年金である給付のいずれかが控除対象年金であり、かつ、法第七十七条第一項及び第二項、第七十八条第一項（同条第二項に定める金額について昭和六十年改正法附則第十七条第二項の規定を適用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項、附則第十二条の六の二第四項並びに附則第十二条の八第七項、施行法第十一条、昭和六十年改正法附則第十六条第一項及び第四項並びにこの政令附則第二十七条の四第五項の規定により算定した額（退職共済年金の受給権を有しない者については零とし、以下この項及び次項において「退職共済年金金額算定規定により算定した額」という。）と法第八十九条第一項、施行法第十三条並びに昭和六十年改正法附則第二十八条第一項並びに附則第二十九条第一項及び第二項の規定（以下この項及び次項において「遺族共済年金金額算定規定」という。）により算定した額とのうちいずれか多い額（国民年金法の規定による老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金が支給される場合には、当該老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の額を加えた額とする。）が控除調整下限額を超えるときは、退職共済年金及び遺族共済年金の額は、次の各号に掲げる年金である給付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　退職共済年金　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該退職共済年金が控除対象年金でない場合　退職共済年金金額算定規定により算定した額

ロ　当該退職共済年金が控除対象年金である場合　退職共済年金金額算定規定により算定した額から当該退職共済年金金額算定規定により算定した額（国民年金法の規定による老齢基礎年金又は障害基礎年金が支給される場合には、附則第十二条の四に規定する乗じて得た額を加えた額とする。以下このロにおいて「控除前退職共済年金金額」という。）を組合員期間の月数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は控除前退職共済年金金額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額

二　遺族共済年金　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める額

イ　当該遺族共済年金が控除対象年金でない場合　前号に定める退職共済年金の額を基礎として遺族共済年金金額算定規定により算定した額

ロ　当該遺族共済年金が控除対象年金である場合　前号に定める退職共済年金の額と法第八十九条第一項第一号の規定の例により算定した額から当該算定した額を組合員期間の月数（法第八十八条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより支給される遺族共済年金にあつては、当該月数が三百月未満であるときは、三百月）で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の月数を乗じて得た額又は当該算定した額の百分の十に相当する額のいずれか少ない額を控除した額とを基礎として遺族共済年金金額算定規定の例により算定した額